

議案第 62 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 12 月 3 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

令和 7 年 8 月 7 日付け人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことによ
あわせて、任期付職員の給与についても改定を行うため、この条例案を提出するものです。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)																								
第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																								
<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額（円）	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000
号給	給料月額（円）																								
1	405,000																								
2	455,000																								
3	508,000																								
4	574,000																								
5	655,000																								
号給	給料月額（円）																								
1	392,000																								
2	440,000																								
3	492,000																								
4	555,000																								
5	634,000																								
2・3 (略)	2・3 (略)																								
(一般職職員給与条例の適用除外等)	(一般職職員給与条例の適用除外等)																								
第7条 (略)	第7条 (略)																								
2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1	2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1																								

項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般職職員給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	(一般職職員給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定期付職員に対する給与条例第19条の3及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の3第1項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある職員」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。